

6月通常会議にかかる新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について

〔本会議関係〕

		対応（通常からの変更点）	変更点
1	議員の出席	半数のみを基本とし、採決のみ全議員が出席する。 (議席番号の奇数・偶数で分ける)	現在の対応のままとする
2	執行部の出席	必要な説明員のみ出席を求め、随時の入退場を認める。 (市長・副市長・総務部長 + 質問への答弁がある説明員)	現在の対応のままとする
3	傍聴	傍聴は御遠慮いただく。 ※ 記者は除く	席に限りがあるが、感染症対策をとった上で、傍聴を認める
4	質疑・一般質問	一般質問は行わず、議案に対する質疑のみとする。 質疑の持ち時間は答弁を含んで30分とする。	質疑・一般質問を認め、一人当たり30分以内とする
5	委員長報告	登壇せず、委員会審査報告書の写しをタブレットに配信する。	現在の対応のままとする
6	討 論	討論はできる限り短くするよう努める。	現在の対応のままとする
7	意見書	6月通常会議で議決すべき重要な案件のみに限定し、提出にあたっては議運で協議することとする。 提出を希望する会派は、意見書の内容をあらかじめ各会派に説明し、提出について賛同を得ておくこととする。	現在の対応のままとする
8	会派説明会 (勉強会) 重要案件説明会	議案に関する資料（内容説明文書など）を配布し、その上で各会派が開催の必要性を判断する。 【開催する場合】 ① 原則として執行部からの説明は省略し、質疑応答のみとする。 ② 質疑応答を行う議案をあらかじめ指定する。 ③ 質問事項を会派内でとりまとめ、あらかじめ執行部に伝える。	現在の対応のままとする

〔常任委員会〕

		対応（通常からの変更点）	変更点
1	執行部の出席	最小限とする。	現在の対応のままとする
		予算決算常任委員会全体会は執行部の出席を求めない。	現在の対応のままとする
2	傍聴	傍聴は御遠慮いただく。 ※ 記者は除く	席に限りがあるが、感染症対策をとった上で、傍聴を認める
3	開催場所	日程調整の上、可能であれば第1及び第2委員会室のみを使用。	現在の対応のままとする
4	議案審査	執行部の説明は事前に文書で配信し、委員会当日の説明は省略する。（質疑から始める）	現在の対応のままとする
5	請願審査	趣旨説明のための請願者本人の出席は御遠慮いただく。 （希望があれば趣旨説明の文書を配信する）	現在の対応のままとする
6	所管事務調査	重要な計画等のうち、6月時点でしか調査できない案件に限る。	現在の対応のままとする
7	行政視察	本年度は原則として行わない。	現在の対応のままとする

〔特別委員会〕

		対応（通常からの変更点）	変更点
1	設置及び活動	設置の上、当面の間は活動を見合わせる。	現在の対応のままとする

〔議会運営委員会〕

		対応（通常からの変更点）	変更点
1	傍聴	傍聴は御遠慮いただく。（議員の傍聴を含む） ※記者は除く	席に限りがあるが、感染症対策をとった上で、傍聴を認める
2	開催場所	第二委員会室とする。	現在の対応のままとする
3	協議事項	通常会議に関する必要な協議のみとし、議会における行政評価など、議会改革関連の協議は当面の間行わない。	現在の対応のままとする
		執行部からの提出予定議案の説明は行わない。	現在の対応のままとする
		軽微な報告・連絡事項、名簿・〇×等の確認はメール及びタブレット配信とし、議運では議題としない。	現在の対応のままとする
		会議時間の短縮のため、議会局からの説明は最小限とし、資料のとおりでよいかの確認とする。（全日程の説明、議事次第など資料の読み上げで終わるものは説明を省略する）	現在の対応のままとする

〔政策検討会議〕

		対応（通常からの変更点）	変更点
1	開催	ミッションロードマップの実行テーマを含め、当面の間は開催しない。	既に設置されている政策検討会議は、当面の間開催しない

〔その他の事項〕

		対応（通常からの変更点）	変更点
1	各党派政策要望	例年8月に実施される党派要望に係る進捗報告（前年度要望に関するヒアリング）は実施しない。 ※ 資料提出も求めない	書面での進捗報告を求めるが、提出時期については、執行部との調整を行う
2	インターンシップ	当面の間は受け入れを行わない。	現在の対応のままとする

〔その他意見〕

(共) 委員会初会合（勉強会）が開催されないことから、各部局から一年間の取り組みについて、現段階での精査状況を議会に報告してもらうべき。

特に計画策定については、先送りするものや期限があるものもあるが、現時点での方向性を知らせてもらい、委員会での調査・報告に反映させる。

⇒ **6月末に執行部より、部局業務の説明資料を受け取ることであり、別途の報告は不要**

(共) 議会HPでの情報発信は重要である。通常の議会活動が行えない状況であることから、議会、議員の日常など発信する内容について協議し工夫するべき。

⇒ **情報発信は重要であるが、公務と政務の区別は必要**

(市) 災害時でも状況に応じた対応ができるよう国に対して法改正を要望すべき。（ウェブでの本会議、オンラインでの採決など）

⇒ **今後、議会運営委員会で検討する**

(市) 議会BCPについては、議会総意の活動としてタイムリーに広報する。

⇒ **感染症に係る議会BCPの見直しを検討項目とした政策検討会議で検討する。**